

2024 年最新・東南アジア・インドにおける労働関係法令アップデート総まとめ

～日本本社・地域統括拠点における各国子会社の労務管理～

米中対立、中台関係・中東情勢の緊迫、円安・インフレなど複雑化する経済環境などの影響を受け、政治的にも安定し日本とも親和性の強い東南アジア・インドへの進出・事業拡大を企図する日本企業がますます増加しています。東南アジア・インドへの進出・事業拡大において、もっとも重要な要素の一つが、各国において優秀な人材を採用することであり、人材の採用にあたっては各国の労働法の理解が非常に重要です。特に、労働法は、各国における独自の法令、労働慣習などの影響を強く受けるために、日本本社・地域統括拠点において、最新の情報を得ておくことが非常に重要となります。

2024 年に入り、東南アジア・インドにおいても労働法の改正が続いているところ、日本本社・地域統括拠点においては、これらのアジア全域の法令の情報について、各国ごとの相違点を踏まえながら、全体像をまとめて把握する必要があります。

本セミナーにおいては、海外に展開する日本企業に対する人事・労務に関して多大な実績を有する多田国際コンサルティンググループと、日本・アジア各国にオフィス・グループファームを有する国際的法律事務所である One Asia Lawyers Group が共同して、日本・東南アジア・インドにおける労働法の相違点、2024 年における労働法の改正等をまとめて説明いたします。2024 年の東南アジア・インドにおける労働関連法の全体像・改正等についてまとめて理解しておきたいご担当者の方は奮って参加ください。

【講義内容】

第 1 部 多田国際コンサルティンググループ

- 1：海外赴任規程作成の実務
- 2：アジア赴任者の処遇検討のポイント
 - (1) 労働時間・休日
 - (2) 学校教育
 - (3) 医療
 - (4) 一時帰国休暇等

3：まとめ

第 2 部 One Asia Lawyers グループ

- 1：東南アジア・インドの労働法比較概要
 - (1) 各国の雇用法の特徴・その適用範囲
 - (2) 各国における人材の雇用時における注意点
 - (3) 各国の解雇、不利益な条件変更に関する法制度・解雇方法の理解
 - (4) 各国の労働紛争機関の制度・実務的利用の仕方
- 2：2024 年における東南アジア・インドにおける労働法改正点の総まとめ
- 3：日本企業の東南アジア・インドにおいて労働者の効率的・実務的な管理方法

第 3 部：Q&A セッション

◆多田国際コンサルティンググループのご紹介◆

多田国際コンサルティンググループは多田国際コンサルティング株式会社と多田国際社会保険労務士法人で構成されており、多田国際社会保険労務士法人は、社会保険労務士法第2条第1項1号2号に定める業務を提供し、その他の業務については、多田国際コンサルティング株式会社が提供します。

当グループは、多数の社会保険労務士・中小企業診断士・人事コンサルタントを擁する、独立系コンサルティングファームであり、労働法・社会保険法からのサポートのみならず企業のIPO支援、海外進出、M&A、人事制度構築、社員教育等多様な専門性とサービス展開により人的資本の側面から企業価値向上をサポートしていきます。当グループに関するお問い合わせは、ホームページ (<https://tdc.tk-sr.jp/>) までお願いします。

◆One Asia Lawyers Group のご紹介◆

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。本件に限らず、当グループ、本セミナーに関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

★開催概要★

■日時：2024年8月30日（金）

午後3時～5時（日本時間） / 午後2時から4時（シンガポール時間）

■ウェビナー方式（Zoom）

■定員：なし

■費用：無料

■申込 URL： https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_sHU1z25mQP0c5VIQXk4mzg

■参加方法：オンライン（登録後送付される URL から参加ください）

■＜講師＞

・多田国際コンサルティンググループ コンサルティング部 片海 博志

・One Asia Lawyers Group 代表弁護士（日本法・シンガポール法・アメリカ NY 州法）栗田 哲郎

■本セミナーは日本語のみにて行います。

■本セミナーに関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

seminar@oneasia.legal